

教育あがつま

No. 140

平成29年9月1日 発行
吾妻教育事務所
吾妻郡町村教育委員会連絡協議会

自分から声をかけるコミュニケーション

吾妻教育事務所長 野本 泉



夏季休業も終わり、小学校では運動会に向けての準備、中学校では体育祭や中体連の新人大会に向けた活動が行われていることと思います。また、昨年度と異なり本年度は8月末から新教育課程説明会が始まっており、忙しい中多くの先生方に参加して頂いています。ありがとうございます。各校においては、新学習指導要領に係る情報の共有をよろしくお願い致します。

事務所では、前期の学校訪問や研修会の成果と課題をまとめ、後期等の取組に向けた確認や準備をしているところです。後期も、学校等のニーズに応じた指導助言や情報提供ができるよう学校訪問や研修会等を充実させたいと考えています。そのためにも、「風通しのよい職場」づくりについて、8月下旬の会議で所員と再度確認をしました。

「風通しのよい」とは、自分なりに、「職員の気持ちが行き来している」「情報がなめらかに流れている」ことだと考えています。普段から、職員が互いに声をかけ合い、相談しやすい雰囲気がある職場、報告・連絡・相談・確認が習慣化されている職場、仕事を一人で抱え込まずに協働で行う意識をもつ職場でありたいものです。4月から8月の約5ヶ月間の職員の様子や情報交換の中で出た課題を基に、後半は「自分から声をかけるコミュニケーション」を重視しながら取り組んでいきたいと思っております。

公務災害「地方公務員災害補償制度」について

【総務係】

「地方公務員災害補償制度」とは、地方公務員の公務上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）又は通勤による災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。災害は発生しないことが好ましいですが、万が一災害が発生してしまった場合の認定請求までの対応を掲載しますので参考としてください。

万が一災害が発生してしまったら！！

1 まず医療機関を受診してください。

負傷や疾病の治療をする事が先決ですので、所属に報告し医療機関で受診してください。その際の注意点は次の通りです。①公務災害の場合は原則として、共済組合員証（保険証）を使用できません。公務災害の申請を行う旨を医療機関に伝え療養費の支払いを待ってもらいましょう。（療養費は公務災害認定後、地方公務員災害補償基金から医療機関へ支払われます）②なるべく指定医療機関での受診をお勧めします。指定医療機関は公務災害補償基金と契約している医療機関で、療養費の請求等の手続きをスムーズに進めることができます。③できるだけ傷病や部位に応じた専門の医療機関で受診しましょう。

2 次に認定請求の手続きをしてください。

所属の担当者に災害状況を報告し、認定請求書に必要な書類を作成して所属の担当者へ提出してください。その後任命権者を經由して地方公務員災害補償基金に認定請求書が提出されます。腰痛や心臓・脳血管疾患などの事案については様々な調査を必要としますので、所属のご担当者は、認定請求をする前に事務所へご相談ください。また、公務（通勤）災害に該当するかどうか判断が困難な場合も、お問い合わせください。